

## 浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 浜田市まちづくり総合交付金（浜田市まちづくり総合交付金交付要綱（平成 23 年浜田市告示第 40 号）に規定する総合交付金（以下「総合交付金」という。）制度の検証・検討に関し、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第 2 条 委員会は、15 人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体から推薦された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、総合交付金制度の検証・検討に要する間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第 6 条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額 6,000 円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例（平成 28 年浜田市条例第 14 号）第 2 条第 2 項の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、地域政策部まちづくり社会教育課において処理す

る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。